

改正案	現行
<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>13</u> 設備規則第四十九条の二十四の三に規定する技術基準</p> <p>六～九 (略)</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとなるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 送信中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申</p>	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>六～九 (略)</p> <p>別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとなるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 送信中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申</p>

請者に対して通知したもの

ア 固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二及び第四十九条の二十四の三において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びV S A T地球局の工事

イ・ウ (略)

(10) (18) (略)

請者に対して通知したもの

ア 固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の二において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びV S A T地球局の工事

イ・ウ (略)

(10) (18) (略)